

みんなで春の冒険にいこう！

# デイキャンプつくしんぼ



対 象：新小学1年生～新小学6年生  
日 程：4月1日(火)～4月3日(木) (日帰り連続3日間)  
集 合：午前9：00 解散：午後5：00 (3日間共通)  
集合解散場所：京都 YMCA 三条本館  
参加費用：30,000円 (税込) 食事：昼3

※参加費用には、交通費・指導料・お弁当代・絞り染めに使用するTシャツ代などが含まれています。

※3月1日までの申込み：27,000円 (税込)

※定員 (最少催行人数)：24名 (14名)

《プログラム予定 (諸事情により変更する可能性があります。)》

- チョコレート工場に出発! (明治なるほどファクトリー)
- 絞り染めに挑戦 (高島びれっじ)
- みんな大好きいちご狩り (高野いちご園)



ご旅行条件・キャンセル規定をご確認の上、  
左記 QR コードよりお申し込みください。



※3月2日以降にお申込の方には  
ロゴ無しのTシャツをお渡します。

## ご旅行条件

ここに記載のない事項は当法人旅行契約書（募集型企画旅行契約の部）によります。これは当法人が企画運営する旅行（宿泊のキャンプ）に関する規定です。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程が明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
- ②旅行日程が明示した宿泊代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料
- ③旅行期間中の傷害保険代
- ④添乗サービス代金
- ⑤団体行動中の心付け

\*上記の旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

前項の他、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の食料、食料、交通費等
- ②クリーニング料、電費料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③傷害、疾病に類する医療費
- ④ご希望者が参加されるオプションツアーの旅行代金
- ⑤ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■お申し込み条件

- ①保護者の同意書が必要です。
- ②身体が健やかなる方、集団行動に差し支わりのある方、健康を害している方はその旨をお申しください。団体行動に支障をきたすと当法人が判断する場合は、お申し込みをお断りさせていただきます。

■お申し込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①WEB サイトから申込フォームでご予約の上ご来館にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と参加費のお支払いが必要です。当法人が契約の締結を承諾し、参加費を受領した時、契約が成立します。
- ②WEB サイトから申込フォームでご予約をいただき、ご来館での支払いを希望される場合、当法人が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内にお申し込み書と申込金のお支払いが必要です。振込での支払を希望される場合は振込用紙を届着後7日以内にお申し込みと申込用紙の提出が必要です。期間内に費用のお支払いがなされた場合、当法人はご予約はなかったものとして取り扱います。契約は、当法人の承諾と参加費の受領をもって成立するものとします。

■最終日程表

確定した車送・宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行開始日の前日までに交付します。なお、期日前であってもお問合せいただけます。お申し込み状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当法人は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に類しない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
  - ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は、運賃・料金の減少分が旅行代金を調整します。
- なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお戻しいたします。

■お客様の交替

お客様は当法人の承諾を得て、1000円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。（会友費は交替できません）

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当法人又はお申し込みの営業時間内におこなってください。
  - ②当法人の責任とならないローン取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も取消料をお支払いいただけます。
  - ③お客様の都合でお申し込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けれます。
  - ④次の場合は取消料はかかりません。
- （契約内容に下記「旅行開始」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。  
 （著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定による旅行代金の増額されたとき。  
 （天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるおそれ極めて大きいとき。  
 （当法人が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。  
 （当法人の責任に帰するべき事由により当初の日程と異なる旅行の実施が不可能になったとき。
- 解除期日と取消料
- イ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ローンを借る場合を除く）…旅行代金の20%
  - ロ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ローンを借る場合を除く）…旅行代金の30%
  - ハ) 旅行開始日の前日に解除する場合…旅行代金の40%
  - ニ) 旅行開始当日に解除する場合（ローンを借る場合を除く）…旅行代金の50%
  - ホ) 旅行開始後の解除又は無断不参加の場合…旅行代金の100%
- \*払戻し期日

旅行開始の解除・解除の翌日から起算して7日以内

旅行開始後の解除・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当法人による旅行契約の解除

次の場合、当法人は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の払い戻し、お申し込み条件の不適合、病気、団体行動への支障、当法人の関与し得ない自由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最小催行人員

各旅行に最少催行人数を設定しています。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にお断りください。

■旅行管理等

当法人は安全かつ円滑な旅行の実施の確保を努めます。お客様は団体行動中、当法人係員の指示に従っていただきます。

■当法人の責任

当法人は、当法人又は委託業者（旅行サービスの提供を当法人に代わって行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。（お荷物の賠償限度額は、当法人が故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円）

■お客様の責任

当法人はお客様の故意又は過失により当法人が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申請いたします。

■別項補償

当法人は、当法人の責任が生ずるかどうかを問わず、旅行業法（募集型企画旅行契約の部）別紙の別項補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ驟然な外来の事由により、その身体、生命又は手荷物の損壊が一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅行保証

旅行日程ご下取り料の変更（お下取りする事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の旅行計画に類しない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置）が原因の場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行参加者一人につき、募集型企画旅行につき旅行代金の50%を限度とします。又、変更補償金の額が1000円未満の場合はお支払いしません。当法人はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
本旅行日程に記載された ① 旅行開始日以前終了日の変更	15	30
② 入場・入館の時間・施設・レストランを含みその他の旅行目的の変更	10	20
③ 運送機関の等級又は設備の異なる、料金の改定等の変更（変更後の等級が当初の等級を下回った場合を除きます。）	10	20
④ 運送機関の種別又は会社の変更	10	20
⑤ 旅行開始日の変更又は旅行終了日の変更（旅行開始日の変更による変更を除きます。）	10	20
⑥ 宿泊機関の種別又は会社の変更	10	20
⑦ 宿泊機関の客室の種類、設備、設備その他の客室条件の変更	10	20
⑧ 前号に掲げる変更のうちツアータイトル（内容）が変更された事由の変更	25	50

■旅行条件基準日

2025年1月1日現在の運賃・料金を基準としています。

■その他

当法人はかかる場合でも旅行の再開を断りません。

このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部となります。

### 旅行企画・実施

- ・ 担当者の説明に不明な点は、旅行業務取扱管理者にご質問ください。旅行業務取扱管理者：阿部隆博
- ・ 個人情報保護について 京都YMCAでは、皆さまからいただいた情報を別途規定に基づき厳重に管理いたします。
- ・ ホームページでもご案内しております。

公益財団法人 京都YMCA（京都府知事登録旅行業第2-620）

〒604-8083 京都市中京区三条通柳馬場東入中之町2

一般社団法人全国旅行業協会正会員